

第3回山形県受動喫煙防止対策推進委員会議事録（要旨）

日時：平成30年10月5日（金）

14:00～15:50

場所：山形県庁講堂

1 開会

2 玉木健康福祉部長あいさつ

3 協議

○今田委員長

それでは議事を進行させていただく。先ほどの健康福祉部長からのあいさつにあったとおり、多くの会議に参加いただき、様々な御意見を頂戴した。なかなか相容れない部分もあったかと思うが、委員が互いの立場を理解し、それらを踏まえた形で事務局にまとめてもらった。それでは（1）今後の受動喫煙防止対策について、事務局から説明をお願いしたい。

◆事務局（貝沼健康づくり推進課長）

【資料1】に基づき「山形県受動喫煙防止対策推進委員会のこれまでの経過」について説明

【資料2】に基づき「受動喫煙防止対策に係る条例のイメージ」について説明

第1回、第2回の推進委員会で御議論いただき、条例が必要であるという意見があった一方で、改正健康増進法（以下「改正法」）で進めてはどうか、という意見も出されたところである。

条例について検討するに当たり、委員の方々のそれぞれのお立場によって受け止め方が異なることから、条例について共通のイメージを持って、より具体的な議論を行っていただくために、作業部会を設けて条例のイメージを整理してきた。

委員の皆様には、このイメージを基に、条例について御議論いただければと思う。よろしく願います。

○今田委員長

ただ今、事務局からこれまでの議論をまとめた上で条例のイメージについて説明していただいた。これから、委員の皆さんに自由な意見を述べていただきたいと思うが、これまでの議論で明らかになっていることを確認した上で意見を募りたい。

まず一つ目は、あくまでも「望まない受動喫煙をどうするか」という内容であり、喫煙そのものが良い悪いという話ではない。「望まない受動喫煙をどうすれば減らせるか」という観点からの意見をお願いしたい。

二つ目が、元々山形県では「やまがた受動喫煙防止宣言」で色々と受動喫煙の防止に向けて努力してきたところだが、まだ十分ではない。「もう一回「宣言」という形で同じことをするだけでは力不足ではないか」ということで、もう少し力強い、皆さんが「もう少し頑張らなければならない」といった気持ちになるような内容の取り決めが必要であるということ。

三つ目は、改正法で良いのではないかと、との御意見をいただき検討してきたところだが、改正法はこれまで山形県が行ってきた内容よりも少し後退している。すなわち、改正法のみとすると受動喫煙防止対策が後退していく部分があるので、山形県のこれまでの取組みが水の泡というか、後ろに戻ってしまう懸念がある。

既存の「宣言」や改正法だけでは山形県の取組みとしては不十分であるという話になっているということをお理解いただいた上で、議論を進めていきたいと思う。

議論は2つに分けて行いたい。まず「1 目的」から「5 適用除外」までを議論いただき、次に「6 施設毎の対策等」について議論をいただきたいと思う。では、1から5についていかがか。

○西田委員（山形県鮎商生活衛生同業組合）

私はワーキングチームに入っていないので、その結果を今拝見したが、本日は条例ありきということで議論を進めていくのか。

○今田委員長

あくまで「イメージ」であり「たたき台」であり、これでどうかという案である。

○西田委員（山形県鮭商生活衛生同業組合）

個人的には、理想ではあるが山形県は条例ではなく、そのまま「宣言」で受動喫煙防止が推進されれば、それはさらに良いイメージになるのではないかと思う。条例でも良いと思うが、「宣言」でもある程度の効果はある。「宣言」では足りないということは十分わかっているが、その足りない部分をこの委員会で埋めていければ良いのではないか。条例無しでも山形県では受動喫煙が無いとなれば、それは評価され、良いモデルケースになり得るのではないか。

例えば、施設が禁煙・分煙・喫煙可のいずれなのか、受動喫煙を望まない方に事前に周知されていれば、そういった方々は選択することができるようになる。そういった取組みを、県を挙げて全力でやっていただければ受動喫煙が無くなるのではないか。もちろん、選ぶことができない道路などは条例でも仕方がないと思うが、選べる場所については、一般の方々に周知されれば受動喫煙は無くなっていくと思う。

○今田委員長

御意見のとおり、店側が表示をきちんとすることが徹底できれば、改善できるかと思う。ただ、第一種施設と第二種施設については、「宣言」を踏まえた、改正法よりも先進的な今の県の取組みを生かした、あるいは「宣言」よりも強力なものがあって然るべきと考え、改正法よりも若干強い表現が使われているところである。

その他にいかがか。

○有川委員（山形県喫茶飲食生活衛生同業組合）

受動喫煙防止の条例のイメージについて資料の提示があったが、条例イコール法律・罰則というイメージで進んでいるように感じる。今はたばこを吸う人が増えているわけではないと思う。「宣言」で、大分吸わない人が増えているだろうし、そういった方向に進んでいると私は思う。たばこを吸う人がいなくなれば受動喫煙が無くなるのは当たり前のことだが、たばこを吸う人が悪い、たばこを吸わないでくれ、という形で議論が進んでいるように思う。確かに妊婦や子ども、体が弱い人の前で喫煙しないのは当たり前で、それはマナーであって、周りの気遣いで十分ではないかと思う。私どもの業界では、マナーや気配り、心配りで受動喫煙を無くしたいという考えの人が多く、資料を見ると、条例化しようというように感じるがどうか。

○今田委員長

先程申し上げたとおり、これまで「宣言」で頑張ってきたが足りない部分がある。だから、「宣言」以上のものが必要ではないか、という中で議論が進んできたところである。もちろん、マナーの向上に努めることも大事だと思うが、世の中の100%の人が必ずしもそうではない。極僅かであっても、そういった方がいることも踏まえて、子どもや妊婦をどう守るかを考えないといけない。「もっと頑張りましょう」と言うだけで、100%の人が気遣いできるようになる世の中ではないので、理想としてはそのとおりだろうが、現実的には難しいところもあるだろうと考えている。そういった中で、「宣言」だけでは不十分ではないか、との意見が出ているのが現状である。

○有川委員（山形県喫茶飲食生活衛生同業組合）

北海道や東北で一番頑張っているのは山形県だと思う。2020年に東京オリンピックがあり、外国から選手や旅行者などがたくさん来るのに合わせて、急いで東京都は条例を作ったと思う。山形県もそれに倣って、早め早めに条例に向かって突き進んでいるように感じる。もっと議論に時間をかけて、皆さんの意見を聞きながら、良い方向に持っていければと思う。

○今田委員長

他にどうか。

○堀委員（山形県たばこ販売協議会）

条例のイメージの資料を見ると、目的は改正法と同じように望まない受動喫煙を無くそうということだと思う。「3 責務」の「保健医療関係者、教育関係者の責務」の欄に、「喫煙や受動喫煙の健康への悪影響」という部分があるが、受動喫煙防止という目的であれば「喫煙」の部分は馴染まないのではないか。

○今田委員長

「受動喫煙」であるので、「喫煙」という文言は必要ないとも考えられる。
他にいかがか。

○武田氏（山形県市長会）

ワーキングチームには入っていないので、第2回までの議論について、条例が必要という意見と、必要ないという意見の大きく二つに分かれていると会長に復命している。ここで改めて、条例が必要かどうかについて意見を申し上げたい。

兵庫県では既に受動喫煙の防止等に関する条例が制定されているが、この度の健康増進法の改正を受け、条例の見直しを進めているようだ。その資料の中には、見直しの方向性として、「条例の見直しに当たっては、改正法に合わせることはもちろんだが、それだけに拘らず、極端なことはできないが改正法よりも一歩進んだ形を目指す」とのスタンスで臨んでいるとのことだった。

既に東京都、千葉市、静岡県など様々な自治体が条例を作成している。改正法が、山形県のこれまで行ってきた取組みに対して不十分だということなので、山形県も一歩でも前に進めるためであれば条例化に賛同したいと思う。ただし、気になるのは100㎡以下の既存飲食店の取扱いである。静岡県は、規制はしないで「禁煙」「分煙」「喫煙可」の表示を徹底するという標識の義務化で対応している。一方、東京都や千葉市は、従業員を使用していない場合は禁煙か喫煙可を選択できるようにし、原則禁煙の網をかぶせ、例外を少なくしている。

100㎡以下の既存飲食店について、他県だと罰則付きの項目を努力規定にしている。そういった違反に対する罰則は規定されていないとしても、努力しないと条例違反という社会的評価を受けることになるのではないか。努力について、保健所や地元の市町村はどう指導していくことになるのか。事務局には、この部分についてもう少し深掘りしてもらいたいところである。

○今田委員長

具体的には、表示の徹底を求める文言の方が適切という考えか。

○武田氏（山形県市長会）

それができないからこういった表現になっているかと思うが、努力規定でこういった内容を定めるのは果たしてどうかと思う。努力規定と言っても、原則禁煙となっており引っかかっている。

○今田委員長

ワーキングチームでの議論では、その店ができる範囲内でやっていけば、それは努力の範囲に捉えるといったかなり幅のある、その店の状況に合わせた自主的な取組みを努力と捉えるとして話をしてきたところである。

○武田氏（山形県市長会）

そこまでは資料からは読めなかった。

○今田委員長

表現にもう少し工夫が必要ということかと思う。

他に1～5についていかがか。

おそらく1～5については「宣言」と条例にそれほど齟齬は無く、言葉を言い換えているところはあるが、内容的にはほとんど同じであり、ここに関して違和感を持たれる方はいないだろうと思って作ってきたところである。

次に、2ページに進ませていただく。こちらは皆さん御意見があるかと思う。

ワーキングチームでは、学校や医療機関などについては、「宣言」が改正法よりも強い対策だったので、これを戻す必要は無いのではないか、ということで条例のイメージにも改正法と同様に「禁煙」とし、「屋

外にも喫煙場所を設けないよう努める」としたところである。黄色の網掛け部分が改正法と異なる部分であるが、このうち「公共性の高い施設」である社会福祉施設、美術館、博物館、駅舎、バスターミナル等は屋内禁煙とし、改正法よりもやや強い対策となっている。これも「宣言」から後退させる必要はないだろうということで、このように書かせてもらっている。

その下の部分が先程も御意見があったように、どのようにすべきか十分時間をかけて御議論いただいた上で条例のイメージはこのようにしたところである。先程も御意見をいただいたように、様々なお考えがあると思うので自由な御意見をいただきたい。いかがか。

○堀委員（山形県たばこ販売協議会）

改正法についても、大変な作業の上でこのような形に決着したものだとして理解している。それぞれの利害関係者の意見があってこのような形になったものと思う。資料を見ると、改正法では第一種施設について屋外喫煙場所設置可となっている。医療関係者でも精神科系やホスピスの関係者からは、そういった喫煙場所が必要という要望があり、そういった文言が入ったと聞いている。

加熱式たばこ専用室についても触れられているが、加熱式たばこはここ数年で出てきたものであるが、たばこメーカーも健康に少しでも害が無いものを、ということで研究開発して出してきたものと思う。さらに、既存店の特例については、小さな店に対して急に規制が入って大変だということで、逃げ道を改正法は作っており、きめ細やかに、利害関係者に配慮した法律になっていると思う。内容は厳しくなったが、逃げ道を作って実効性の高い制度を作ろうというスタンスかと思う。

山形県が「宣言」を作った時代は加熱式たばこが無かった時代であり、条例の見直しをしている県があるという話があったが、「宣言」についても内容をその時代に合わせて見直していくことも必要だと思う。こういった会議を開くと様々な意見が出てくる。やはり県民・市民に近い場所への対策なので、細かな対応ができる仕組みを作ってもらいたいと思う。

○今田委員長

具体的に、この辺はこうしたら良い、といった御意見をいただけるとありがたい。

○堀委員（山形県たばこ販売協議会）

学校・医療機関・児童福祉施設等は「屋外にも喫煙場所を設けないよう努める」とあるが、読み替えると作っても良いとなるのかもしれないが、積極的なのか消極的なのかは異なると思う。必要とする人からは設置可能と読めるような対応は必要だと思う。また、「加熱式たばこ専用喫煙室」という文言を設けるのは、国が現在、健康被害について調査している中で、あえて必要なかどうか。

○今田委員長

最初の屋外への喫煙場所の設置については、やむを得ないときは設置できるとして、「努めるものとする」としたものである。そういった配慮がされていることは御理解いただきたいと思う。また、加熱式たばこについては改正法に文言が入っているので、同じように書かせてもらったところである。

他にいかがか。

○有川委員（山形県喫茶飲食生活衛生同業組合）

自分の家や土地で営業している会員は1割程度しかおらず、ほとんどはテナントとして営業している。もしも喫煙室等を設けようとする、大家さんの許可が必要になるし、自分ではできないので大工や左官、設備屋に頼まなければならなくなる。設置作業中は営業を休まなければならなくなるのでその間は客が減るし、働いている従業員の生活もある。設置費用も安くはないので大変だと思う。

我々の組合としては、店の入口にたばこを吸って良い店、悪い店の表示をして、お客さんに店に入るかどうかを決めてもらっている。取組みをもっと進めるとすれば、店内では、妊婦や子ども、受動喫煙を望まない方に迷惑をかけないように、といった啓発活動で対処すれば良いと思う。

条例となると、法律と同じように感じる。山形県だけがそういった厳しい条例があると、県外から出張等で来ている方が店に入れなくなることが考えられる。宣言について、組合でも一生懸命に守って迷惑をかけないように取り組んでいる。例えばお客さんは外で吸ってくるとか、換気扇のそばで吸うとか、マナーで対応できるのではないか。我々は生活に関わるので、やはりもう少し考えてもらいたいと思う。

◆事務局（荒木健康福祉部次長）

事務局としてワーキングチームに参加させていただいたが、誤解があるようなので発言させていただく。ワーキングチームで条例のイメージを作成した際には、委員の皆様方の御意見もあり、本県では罰則は必要ないだろうという考え方であった。国の規定以上のものについては、「宣言」を踏まえ、さらに後退させることのないように、ただし罰則で強制させる必要はないという考え方でまとめている。罰則を設けて、強制的に飲食店の方に従わせるという考え方でイメージとして取りまとめたものではない。

また、初めに事務局から説明したとおり、改正法では、100㎡以下の既存飲食店は特例で喫煙できるようになっている。そういった飲食店であっても、今まさに委員からお話しがあったように、例えば換気扇の近くで喫煙していただくとか、初めてのお客様には「ここは喫煙できる店ですがよろしいですか」と聞いていただくといった細やかな配慮をしていただきたい、というイメージでワーキングチームの意見を取りまとめさせてもらったものである。まさしく経営者の方々やお客様のマナーに拠っている、という表現をさせていただいたところであり、強制的に禁煙に、というものではない。1回目のワーキングチームではイメージだったので「禁煙に努める」という内容でお示ししたが、御意見を踏まえて、「出入口への標識の掲示により喫煙可とする既存飲食店においても、受動喫煙の防止に自主的に取り組むよう努めるものとする」とする表現に変えて取りまとめさせてもらったところである。

○今田委員長

今事務局から説明あったとおり、ワーキングチームで一番心を砕いたのが、すぐに飲食店さんが対応を迫られるような、あるいはお仕事に差し支えるようなことは避けるということであり、そういう意味でイメージには罰則は全く設けていない。自主的に取り組むものとするというような、あくまでも「今すぐ何かしなければだめですよというようなことではなく、できる範囲でいきましょう」というような内容であるので、そこは御理解いただきたい。このイメージで苦心したのは、今、余裕のない飲食店に対して、大きな負担にならないようにというところであるので、その点は御理解いただきたいと思う。

○西田委員（山形県鮭商生活衛生同業組合）

ただ今の飲食店に係る条例の話しについて、既に店側も受動喫煙については良くないという認識は持っていると思うので、「条例ではないが、こういうことをしていただきたい」と各店舗にお願いするのと、「条例で屋内禁煙になった」とお触れを出すのと、どちらが効果があるものなのかと思うところである。

○今田委員長

その他いかがか。

○高橋委員（山形県医師会）

先程から委員の皆さんの御意見をお聞きすると、条例とは法律という発想で考えていると思う。

ワーキングに参加した私のイメージとしては、「宣言」をもう少し具体的にし、受動喫煙防止を進めたいという目的で条例という形になっている。

改正法は法律であることから、それはそれとして、山形県としては「宣言」の目的をもう少し皆さんに理解してもらい、進めるために条例があると考えていただければと思う。

先程の罰則とか、黄色の網掛けの入ったところは全部、「努める」となっており、これは柔らかい言い方である。既存飲食店については、喫煙可とする場合であっても、受動喫煙防止に自主的に取り組んでいただきたい、と柔らかい言い方で書いてあり、罰則を付けるという内容ではない。

みんなに理解をしてもらって、みんなを受動喫煙防止の対策を進めようと、県民みんなの意識を持っていければというものであり、そういうイメージをぜひ皆さんに持っていただければと思う。

○今田委員長

その他いかがか。

○堀委員（山形県たばこ販売協議会）

今回改正法ができた時期に条例という話であるが、改正法自体が国民にも浸透していない時期である。

改正法はまさしく法律なので、法律ができて今から実行に入るという時期をうまく活用して、今まで取り組んできた「宣言」をセットにして対策を持っていくというやり方でも、十分に対策ができるのではないかと思う。

○高橋委員（山形県医師会）

改正法を無視して山形県は条例を実行していくということではなく、基本的には改正法がある。それを超えて、罰則付きとか厳しいものとするのは山形県としていかなものかということで、山形県は改正法より厳しい規制については、皆で努力して進んでいこうということである。

理想はもちろん改正法で「宣言」で取り組んできた対策が進めばいいが、現状では厳しいのではないか。そこで「宣言」の取組みを活かして、改正法の原則に向くような行動を山形県の皆さんが知って理解していくような、今後県外の方がいらっしゃるときに、「山形県はこういうことを考えている」ということを表現する。条例というといかにも厳しいイメージであるが、中身は命令するのではなく、「みんなで受動喫煙防止対策を高めていきましょう」という発想である。

○今田委員長

その他いかがでしょうか。

○菊地委員（山形県社交飲食業生活衛生同業組合）

加熱式たばこについて、改正法に名前が出ているので、そのまま条例でも名前が盛り込まれていると思うが、実際に加熱式たばこもたばこという扱いなのか。

国で加熱式たばこあえて具体的な名前を出していることから、条例でも単純にスライドしていると思うが、加熱式たばこ専用喫煙室はなくしてもいいのではないかと思う。今後どのような研究がされるのか、調査されるのか分からないが、加熱式たばこもたばこであると言えばそれで済むことなので、あえて加熱式たばこという文言を使うのか疑問に思ったので、見解を教えてください。

○今田委員長

改正法にあるので、外す訳にはいかないものである。これからいろいろなデータが出ると、また違う扱いになるのかなと思うが、改正法のとおりとしている。

○菊地委員（山形県社交飲食業生活衛生同業組合）

今後、改正法が変わった場合は条例も変えていくという認識であるか。

○今田委員長

改正法に準じてということになるのではないかと思う。

○須藤委員（山形県旅館ホテル生活衛生同業組合）

ただいまの菊地委員の発言と若干重なる部分もあるが、「屋外にも喫煙場所を設けないものとする」というと、ワーキングチーム会議でいろいろ意見した中で、よくよく考えてみると、敷地から出ればいいのかということを見ると、敷地内であっても、適切な場所があればそれでもいいのではないかと思う。

あくまでも敷地内、屋外でもだめだというのはきつ過ぎると思う。大学を除くとなっているが、医療機関や児童福祉施設等で働く方であっても喫煙される方がわざわざ外に一步出ればいいのかということになると、かなりの場所で吸うことになるのではないかと思う。もし適切な場所があればそこでもいいという考えで良いのではないかと思う。

それから、加熱式たばこの話題になっているが、今日の新聞にもJTさんの低温加熱式たばこの記事が載っていたが、通常の紙巻きたばこ加熱式たばこは違うということで、加熱式たばこを吸っている方からするとそういう意識があることを考えると、加熱式たばこだけの専用室というのも今後出てくる可能性もあることを考えると、ここで加熱式たばこ入れずにおいてもいいのではないかと思う。

屋内禁煙で、改正法からいくと加熱式たばこもしくは喫煙専用室を設けてもいいとなっているが、県条例では両方とも設けないように努めるということになる。加熱式たばこ専用喫煙室を設けない規定についてはなくてもいいのではないかと考える。

ワーキングチーム会議の中でも「受動喫煙防止に自主的に取り組むよう努めるものとする」というところは、努めるものとするというところをもう一段階やさしい言葉ができないだろうかという話があり、なかなかいい言葉が見つからなかった。なんとかもう一段柔らかい表現を委員の皆さま方から捻り出していただきたいと思う。

○今田委員長

ワーキングでもそこが非常に問題となった。そもそも条例で使用できる言葉の制限がある中で、それが主目的ではないということをお伝えしたかったのですが、こういった言葉、内容でとりまとめたが、委員の方から何かありましたらぜひ案をいただきたい。いかがか。

○高橋委員（山形県医師会）

「宣言」をさらに推し進める、皆さんにアピールしていく方法として、条例があってもいいのではないかと、他の千葉や兵庫の条例は厳しいが、あえてそこまで突っ込まなくてもいいのではないかと思う。

黄色の部分の一番上も、条例で使う言葉としては適当ではないかもしれないが、「設けないように努めたいですね」という内容でもいいのではないかと思う。

黄色の部分の一番下も、「受動喫煙の防止に自主的に取り組んでいきたいものです」という文言でいいのかなと思うが、そのような取組みであると理解いただければと思う。

○武田氏（山形県市長会）

須藤委員の屋外喫煙場所の件で、静岡県条例があるが、静岡県は第一種施設のうち幼稚園・保育所・小学校・中学校・高等学校については喫煙場所設置不可を努力義務としており、大学・病院・行政機関については改正法のまま何も触っていない。須藤委員の話聞いて、その議論もあって静岡は分けたのではと漠然と思ったところである。

「自主的に取り組むよう努めるものとする」という表現については、私も浮かばないが、努力規定がここに馴染むのかなという思いが根本にある。静岡県がここに触らなかったのは、触れなかったのかと思う。山形県もこれまで行ってきた取組みに対して改正法が不十分だということであれば、一步でも進めるということで条例化には賛同するが、100㎡以下の部分についてはもう少し工夫すべきかと思う。

○今田委員長

改正法と同じくらいのレベルのほうがよろしいということか。

○武田氏（山形県市長会）

書かないということである。

○今田委員長

ここはワーキングチームでも非常に頭を悩ませ、結局全員一致が難しいところであった。他にいかがか。

○山川委員（山形県看護協会）

今回のイメージを見せていただいた印象であるが、条例をつくる、つくらないということでは、今まで「宣言」でかなり取組みを頑張ってきたところなので、改正法に照らし合わせながら山形で取り組んできたことを盛り込んで、後退させないようにということで、柔らかくしてある部分もあり、全体としてはよく作られていると感じた。

今現在、屋外に喫煙場所を設けないようにということで、学校とか医療機関とあるが、「宣言」では「敷地内禁煙」に向けてかなり病院や学校で取り組んできており、条例ではストレートに「敷地内禁煙」という言葉を使っていないのだなと思って見たが、全体的にはよろしいのではないかと思う。

加熱式たばこという内容のところ、改正法に入っており、これを抜いてしまうと「加熱式たばこは害がないからいいんだよ」というイメージになってもまずいのではないかということで改正法に準じて入っていたほうがいいと思う。

罰則ありきではなく、やはり全体的にはそんなに厳しくないのではないかということで今までの「宣言」をきちんとした形で表現したということでは、内容としてすごくいいと思う。

○今田委員長

その他いかがか。

◆事務局（阿彦医療統括監）

第一種施設の中の医療機関が、静岡では大学等と同じ取扱いになっているという話があったが、本県の「宣言」では、今現在、「敷地内禁煙」を目標にし、目標達成に向けて各保健所でも病院への立入り検

査など定例の医療法に基づく検査の時に現場を拝見して敷地内禁煙に努めていただきたいと話をしてきている。精神科の病院でも、この1年の間に敷地内禁煙にしているところが増えている。しかも患者さんへの影響も逆にいい影響を及ぼしているということがあるということであり、「宣言」によって敷地内禁煙の実施率というのは、数施設を除いてほぼ達成している状況にある。今、屋外に喫煙室を持っている病院についても、もう少し検討してみるという努力を続けている最中であるので、これまでの「宣言」による取組みを後退させないためにも枠内に収めてイメージの中に置いたほうが良いと考えているものである。御理解いただきたい。

○今田委員長

実際、病院などの屋外でたばこを吸っている方がいて、そこを患者さんが通るときに、患者さんとしてはいやだと思われる状況があるので、御本人の吸う権利もあると思うが、その施設には色々な方が集まってくるので、そういう方々を守るというのが目的だと思う。せっかくなまくいっている状況にあるので、病院等に関しては現行の「宣言」の考えのままでいいと、個人的に思っている。この点についても御理解いただきたいと思う。

○高見委員（山形県PTA連合会）

感じたこととして、1ページの内容になるが、特に未来を担う子供や妊産婦、その他健康上配慮を要すべき人といわれてしまうと、「そこばかり気にしなければならないのか、その前では吸わなければいいんだろう」となってしまうのではと思う。私はたばこを吸わないので、できればたばこを吸う人は脇にいてほしくないという思いがある。

「お店に禁煙のお店です、喫煙できるお店ですと表示してあるので選んでください」との話があったが、皆で会合する場合、中には吸う人、吸わない人がいて「分煙しましょう」となったとしても、例えば脇で「すみませんちょっと吸っていいですか」を言われると、「たばこの煙がきらいなので吸わないでください」とは言いづらい。会を主宰する方の気配りとなるが、会を開く人たちでも重視していかなければいけないと思う。「吸ってもいいですか」と聞くのではなくて、もっと詳しくこういう配慮をしましょうという内容を盛り込んでいただけたら吸わない人にとってはありがたいと思う。

加熱式たばこについて、加熱式たばこを周りで吸う人がいなくて、加熱式たばこにどういった害があるのか分からないが、たばこは受動喫煙があるけれども加熱式たばこだと害がないみたいに見らなかったので、専用の喫煙所を設置する必要があったのではないかと考えたところである。

○今田委員長

その他、いかがか。

○酒井委員（やまがた育児サークルランド）

私は育児サークルランドで子育て支援をしているので、受動喫煙防止というのは賛成であるが、この会議でいろいろな立場の方がいること、そしてワーキングチームでも言葉を選んで表現にあたっているということもわかる。角度を変えると、例えば、子どもがゲームをやめるにはどうすればいいのかということで、親とかPTAでがんばっているが、子どもは自分の寝る時間を減らしてゲームをやっているようなことも聞くと、あまり厳しく防止をすると、どこかでするようになるのではということで、どのようにやればいいのか分からないが、「宣言」から後退しないようにということで条例は必要かと思う。

○芳野委員（山形県薬剤師会）

条例そのものにはすごく賛成である。受動喫煙に対して教育をするための根拠を示してもらっていると思った。どのような内容を伝えていけばいいのかであるとか、こういう観点において、山形県ではもっとしっかりやっていかなければいけないということをもとめてもらったものと理解した。条例は、ぜひ進めていただきたいと思う。

一点気になったのが、公共性の高い施設の室内禁煙について。加熱式たばこは、今現在において受動喫煙の害があるかどうかはまだ確定していない。どの程度周りに広がるかというのが想定できていない。その状況において、室内禁煙、喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室を並立するのであれば、喫煙専用室のみにして「設けないように努める」と強めに喫煙室を作らないとまとめたほうがよろしいのではないかと考える。

最後の「受動喫煙防止に自主的に努める」というところは、言葉が難しい。できれば「受動喫煙の害

を理解して、自主的に行動するよう努めるものとする」とか、「概念上ちゃんと理解して、皆さんのことを考えてやってもらえないでしょうか」といった文章にできれば思ったところである。

○今田委員長

その他いかがか。

○有川委員（山形県喫茶飲食生活衛生同業組合）

国で改正法ができて間もない中で、この会合が開催されているということは、必ず条例をつくるというところで進んでいるものなのか。

○今田委員長

必ず条例を作るという事ではなく、条例を作るかどうかについての是非を問うているというものである。「受動喫煙防止をしっかりと進めるためにはみんなでどうしようか」という会であるので、具体的にこれだということを言ってもらえるとその案について乗りやすいので、受動喫煙防止のための建設的な意見を言っただけだとありがたい。

○有川委員（山形県喫茶飲食生活衛生同業組合）

事務局の話を見ると、条例をつくるが、それは罰則もない条例であるという感じだが、その方向で今後も進むのか。

○今田委員長

どのように考えるかということである。

「宣言」では足りないという考えがあり、具体的にこれをしたほうが良いと提案いただきたいということである。それが無いと、また同じ「宣言」のレベルで止まってしまう、不十分なところが残ってしまうことが懸念されるので、「宣言」にプラスするなにかがどうしても必要なのではないかと、この委員会、ワーキングチーム会議での議論は進んできたというところである。

その他、いかがか。

○三浦委員（山形県経営者協会）

高橋委員が受動喫煙という中で、たばこを吸った人の服につく色々なものも受動喫煙になるという話もあり、たばこを吸った人が近くにただ来てだけで受動喫煙になるということがある。そこまで規制することは当然できないということで、とにかく受動喫煙を防止するために規制を設けて、その中で健康増進を目指すということではないのかと思う。たとえば適切な場所でたばこを吸うという話もあったが、適切な場所はどこなのか。例えば、コンビニでも、吸わない人がそこを通る場合、臭いも気になると思うが、コンビニでも適切な場所を設けなければならないということで、なるべく受動喫煙しないようにするために、皆さん配慮していきましょうということがこの条例の目的なのではないかと思ったところである。

○高橋委員（山形県医師会）

サードハンドスモークというものがあり、例えば、家では吸わないが、表で吸ってまた入ってくると煙も服について入ってくるため、受動喫煙になる。この条例のイメージについては、そこまでも規制するといった厳しいものではない。県民の受動喫煙に対する見方、考え方や、健康を第一に考えるということで、「みんなで協力して健康増進を進めていく」ということを、この条例でみなさんに意識していただければと思っている。

○今田委員長

他にいかがか。

○山川委員（山形麺類飲食生活衛生同業組合）

ワーキングチームに参加させてもらい、色々な話をさせていただいた。100㎡以下の既存飲食店について、「受動喫煙の防止に自主的に取り組むよう努めるものとする」という文言は、すごくできた言葉だと思う。あまりに柔らかくすることもできないから、条例としては良い言葉だなと思っている。

議論の際に思っていたのは、これから改正法が2020年に施行されると、たばこを吸える店は「喫煙可」という標識を設置しなければならなくなる。その時に、たばこを吸わない人も一緒に店に入ってくることもあり得る。喫煙できる店だとわかっているけど一緒に入らなければならない人や、ちょっとだけなら良いかと入ってくることもあるかもしれない。その時にお店の側が配慮して、たばこが苦手な人がいる時は「たばこを吸われるときは換気扇の近くでお願いします」とかの配慮が受動喫煙の防止に努めることだと思っている。「うちは喫煙可の店だから吸っても良い」ではなく、吸えるお店だけの中で店側が配慮をする、ということだと思っている。それこそが旗印にすべきことであって、皆さんがたばこを吸わない人にいかに配慮していくか、ということを目的とするという点で、この文章はすごく良い表現だと思う。

○今田委員長

他にいかがか。

○村山委員（山形県歯科医師会）

私もワーキングチームに入っており、2ページの施設毎の対策等を拝見して非常によくできていると思っている。以前の会議で、喫煙する方が他人の前で吸わなければ良い、それが喫煙マナーだという話をさせてもらった。山川委員からも話があったが、喫煙する方が他に誰かがいる前で吸わなければ良い。それができないから、「宣言」やあるいは条例を作ろうという話になっている。宣言を後退させないという意味でも条例を作ることには賛成である。少し文言が変わるのかもしれないが、賛成である。

○今田委員長

大体、皆様から意見をいただいたと思う。まとめる時間になってきたが、無理やりまとめるつもりはない。ただ、皆様の御意見ははっきりと示していただきたいと思う。ワーキングチームで議論を踏まえ条例のイメージを作った。ただし、文言については様々な御意見があったので、このままでは、という御意見の方もいらっしゃると思う。それでも、これをひとつの土台とする条例として、これも許容範囲だと思われるか、それともこれはとてもじゃないが許容範囲外だと思われるのか、その辺りについて、もう少しはっきりと御意見をいただきたいと思う。例えば修正をいくらしてもだめだとすればそこについて議論を重ねることは難しい話だと思う。或いは、修正すれば旗印として使えるのではないか、ということであれば今後検討する意味もあるかと思う。

許容範囲の案として考えられると思われるのであればお手を挙げていただきたい。また、やはりこれは難しいと思われるのであれば、その後でお手を挙げていただきたい。あくまで、決を取るという意味ではなく、皆様がどのように考えられたかをお見せいただきたいというものである。

それでは、文言の修正は予想されるが、この条例のイメージを県民の皆様には提示することは許容範囲だと思われる方は挙手をお願いしたい。（8名）（7名挙手の他、途中退席の看護協会山川委員賛成）

次に、この形では難しいと思われる方は挙手をお願いしたい。（2名挙手）

参考までに、判断が難しいと思われる方は挙手をお願いしたい。（4名挙手）

この状況が皆様方の御意見かと思う。まったくの曇りなく、全員一致は難しいと思う。大まかに言えば、ある程度許容範囲の方が多かったと思うが、ちょっとこれでは、という方もおられた。また、この場では判断が付かないという方もおられた。事務局で言葉を考えていただき、これが本当に条例として適切かどうか、あるいは堪えうるものかどうかについて、この委員会での議論した結果を踏まえ、今後、さらに事務局の方で検討を進めていただきたいと考える。

これが今まで議論してきたまとめにさせてもらおうが、さらに話しておきたいという意見はあるか。

○山川委員（山形麺類飲食生活衛生衛生同業組合）

山形県民の若い世代の喫煙率が全国的にみても高いということを知っている。その辺について、なにが工夫をしながら、若い人たちの喫煙率を下げていくということの教育もすごく必要ではないかと感じている。条例に書くというようなことではないかと思うが、取り組みとしては考えてほしいと思う。

○今田委員長

その他、何かないか。よろしいか。

それでは、今まで様々な意見をいただき、条例制定に関して、満場一致とはなっていないが、推進する意見も多くあるということ。その一方で、懸念があるという意見もあったので、そこも踏まえて、事

務局の方で、持ち帰っていただき、様々なご意見をくんだ形でこれをどのようにまとめるか、といったところをさらに検討していただきたいということを委員会の結論としたいと考える。

他に、何か、よろしいか。それでは、議事を終了させていただく。

◆事務局（司会：真壁課長補佐）

今田委員長、議事進行ありがとうございました。皆様も、御議論ありがとうございました。続いて、次第、その他で、事務局からは特にないが、皆様から何かありますか。

○有川委員（山形県喫茶飲食生活衛生同業組合）

この委員会はこれで終わりとなるのか。まだ、決まっていないと考えるが、先ほどの挙手は、多数決の意味合いとなるのか。

○今田委員長

どのようなところを決めたい、どのように決めたいということか。先ほど、皆さんに挙手いただいたのは、皆さんの御意見、考え方を伺ったものとなる。例えば、ここで、○か×を決めた方がよろしいということか。

○有川委員（山形県喫茶飲食生活衛生同業組合）

もっと議論しなければと考えるが、ワーキングチームに入っていないから、なおさらのところもあるのかもしれないが、これが結論と言う形で終わるのか。

○今田委員長

この委員会の中での意見としては、賛成、反対、この場では判断できない、また、このような考え方があるところまでであると考えている。先ほど、さらに他にご意見がないものかお伺いしたが、この辺をさらに検討したいということがあれば、意見をいただきたい。他の委員の方いかがか。

○山川委員（山形麺類飲食生活衛生同業組合）

これは、すごく難しいことだと思うが、「宣言」と条例とを考えたときに、「宣言」の中では結構強い口調というか、強い言葉でもよいとは思っていたが、条例となると、私たちは法律という風を感じることから、優しい言葉でもどうしても強く感じてしまうという所がある。条例にするかどうかを判断することは、すごく難しいことであり、それをこの委員会で話をしても、多分、埒があかないのではないかと思う。

○今田委員長

おそらく、「宣言」と条例の受け取り方が違うので、そこの差がすごく大きい、それが問題の一つだと思う。もう少し、つつこんだ形で進めた方がよろしいか。

○有川委員（山形県喫茶飲食生活衛生同業組合）

これをたたき台として、ワーキングチームに入っていない委員もいる中で、その人たちが、本日集まって、この会議で決めなければいけないとは、言っていなかったのではないか。

ワーキングチームに入っていない委員に対して、本日の会議で決めるという話を前もって提示してくれば、もっと意見を言えたものと考えている。このような形で、もうこれで終わりというのはどうなのか。

○今田委員長

ワーキングチームの委員からは、自分たちで考えうる議論をし、整理して出来上がったものがこの条例のイメージとなる。それを、この委員会で議論し、難しいところ、分かりにくいところ、意見が違うところは、先ほど意見をお出しいただいた。その上で、理解いただけるところは理解いただき、難しいと思うところは難しいという判断をしていただく、そこまでが委員会としての役割だと思っている。誰かをこう説得するかというものではないと考えている。そのため、例えば意見の相違があっても、それを、そういう意見があっても当然であり、いろんな意見があっても当たり前、というところがおそらく、これのまとめるところだと思う。一つのものに向かって、必ず皆さん絶対これに賛成しなさいというよ

うな決め方は難しいと考えた次第である。委員の皆さんの立場がそれぞれ違うことから、条例が必要と
思っている方もいれば、条例はちょっと困ると考える方もおられるので、そこを互いに説得し合うとい
うのは、非現実的な所もあると考えた。これが先ほどのまとめ、今のところの委員の皆様方の考えをあ
る程度、まとめた内容になると、委員長として考えた次第である。これよりも、何かもっと皆さんの意
見を、例えば○か×ではっきりした形で示した方がいいのであれば、さらに議論が必要だと思うが、そ
こまでしなければいけないものか。いかが思われるか。

○有川委員（山形県喫茶飲食生活衛生同業組合）

条例を作るということは、そのようなことではないのか。

○今田委員長

ここは、今後の受動喫煙防止対策を検討するものであり、条例を作る場ではない。色々な方の意見と
して、こういうものが集まってきたというのを一つの形として出す。それを踏まえて県で検討し、県民、
議会に示していく。そして、議会で議論、審議されると思うので、そこまでをこの委員会で行うのは違
うのではないか。この点については、事務局から説明を願う。

◆事務局（玉木健康福祉部長）

活発な御議論ありがとうございました。色々な視点から御議論をいただき、色々なご意見をいただい
た。委員長のまとめにおいて、この委員会でもって、一本化という訳にはなかなかいかない、あるいは、
その○×をつけることにはいかないとお話であった。本日の意見、これまで様々いただいた意見を踏
まえ、今後は私ども県として、さらに検討させていただきたいと考えている。いかがか。

○今田委員長

自分の意見をどんどん述べていただく、この場は自由に意見を言ってもらって、その意見のある程度
とりまとめすること。決して○か×で一本に決めるという乱暴な議論はしないというのが、私の考えで
あったので、このような形になっている。

◆事務局（玉木健康福祉部長）

先ほどの議論の中で、この場で全部、御意見を出される準備ができていないとの意見もあったことか
ら、さらに御検討のうえ、随時、私どもに意見をお寄せいただきたい。

○今田委員長

それは、どのような形でお伝えすればいいのか。

◆事務局（玉木健康福祉部長）

どのような形でも結構であるので、まずはご一報いただきたい。

○今田委員長

それでは、事務局に一報、追加で、本日以降も、「このようなことも考えた」ということをお伝えでき
るということによろしいか。

◆事務局（玉木健康福祉部長）

そのような形で、いろいろ、御意見をいただければと思う。

○今田委員長

はい、菊地委員どうぞ。

○菊地委員（山形県社交飲食業生活衛生同業組合）

先ほどは棄権ということで挙手させていただいた。ワーキングチームにも入って議論したこともあり、
この内容については、私個人としては、概ね可とするものであるが、私どもの組合の内部では、「条例を
作ってほしくない」という声が多い。実際に条例化するまでの時間をいただかないと、組合の内部に説
明するに当たり少し時間がかかると思っていることから、あえて棄権に手をあげた。今後のタイムスケ

ジュールを教えてください。

○今田委員長

事務局いかがか。

◆事務局（玉木健康福祉部長）

今後の進め方の工程という話があったが、私ども、本日の御意見を基に、今後検討していくが、今この場で、直ちに今後の見通しということを申し上げられる状況にはない。また、その進捗の中で、情報提供させていただき、色々な御意見をいただければと考えている。

○今田委員長

では、これからも、意見を受け付けということで、意見のある委員から十分に話を聞き、その意見を踏まえながら検討を進めるということで御理解いただきたいと思う。その他、議事がぶり返した形になったが、このような内容でよろしいか。それでは、議事を閉じさせていただく。

15 : 50 終了